

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

租税法

1. 内国法人である A 社は B 社の株式を 30% 保有している。2012 年における B 社の法人所得は 100 あり、そこから B 社は 30 の法人税を支払い、残りの 70 のうち 21 を A 社に配当した。この配当にかかる源泉税は 5 である。
 - (i) B 社も A 社同様に内国法人だった場合、A 社の受取配当はどのように課税されるか (20 点)。
 - (ii) B 社が外国法人であった場合はどうか (20 点)。
 - (iii) A 社の株式保有割合が 20% であった場合、(i) および (ii) の課税結果はどのように異なるか (20 点)。

2. 給与所得控除について次の問いに答えなさい。
 - (i) 給与所得控除と憲法との関係について判例をもとに論じなさい (20 点)。
 - (ii) 給与所得控除に上限を設けることにはどのような意味があるか (20 点)。

※ 条文を参照する場合は、いずれも平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されているものとする。ただし、租税特別措置法は考慮しなくてよい。